

平成30年度

社会福祉法人野木町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

平成30年度事業計画目次

1	基本方針	2
---	------	---

2 サービス区分計画

<社会福祉事業>

法人運営事業及び経費	3
地域福祉活動事業及び経費	4
共同募金配分金事業及び経費	6
社会福祉基金事業及び経費	6
資金貸付事業及び経費	7
生活福祉資金貸付事業及び経費	7
地域福祉ネットワーク事業及び経費	8
外出支援サービス事業及び経費	8
配食サービス事業及び経費	9
居宅介護支援事業及び経費	9
居宅介護等事業及び経費	9
障害福祉サービス事業及び経費	10
指定管理事業及び経費	10

<公益事業>

地域包括支援センター事業及び経費	11
デマンド交通運営事業及び経費	12

<その他>

日本赤十字社活動と共同募金活動	12
その他の支援活動	12

平成30年度 事業計画

【基本方針】

今日の社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、支援を必要とする一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などとともに、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域のつながりの希薄化や生活・福祉課題の複雑化が進んでいます。

その一方で、近年全国各地で大規模かつ突発的な自然災害において、地域住民による支え合いが重要視され、自主防災活動や地域の見守り活動、また、災害ボランティア活動など地域の安全・安心に係る体制の構築等に大きな期待が寄せられています。

こうした状況の中、社会福祉協議会は、福祉を取り巻く環境の変化によって生じる問題解決に向けて、地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられ、住民一人ひとりの福祉ニーズに対応していく必要があります。

平成28年度に町と一体的に策定した野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域福祉事業や在宅福祉事業の推進、ボランティア活動の推進等福祉施策を展開し、基本理念である『支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり』を目指した福祉社会づくりに努めます。

社会福祉法の改正により、国では今後、福祉改革の基本コンセプトとして『地域共生社会の実現』を位置づけ、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援することなどが示されています。その体制づくりの中心的な機関として、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが各福祉制度における相談・支援機関とされており社会福祉協議会の役割と具体的な事業活動への期待が高まっています。それぞれが目指す地域づくりとともに社会福祉協議会の事業や活動の方向性と果たすべき役割を改めて確認することが重要になってきます。さらには、住まい・医療・介護・予防生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の考え方を全世代対象に発展・拡大させ、新しい地域包括支援体制の確立を目指すという考え方を示しており、地域福祉の更なる推進体制の整備を目指していきます。

本年、法人化40周年を迎えるにあたり、組織体制を整備するとともに、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すために、一人ひとりに寄り添った支援を地域住民・行政・社会福祉関係者などと連携・協力し取り組んでまいります。さらに適切な支援を行うためには、相談援助技術を高める必要があり、職員誰もが支援できるよう、研修等への参加やスキルアップの機会等の確保など充実・強化してまいります。

■法人運営事業及び経費

【45,712千円[51,096千円]（△5,384千円）】

1 事業の概要

社会福祉法人野木町社会福祉協議会の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織として、各係と連絡調整や組織の効率的な法人運営を図る。

また、社会福祉法改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化と財政の健全化をすすめる。

2 主要な施策

(1) 理事会・評議員会・監査会・評議員選任・解任委員会の実施

理事会・評議員会・監査会の開催により、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに法人運営を監督する機関として位置付けられ効果的な事業の実施をすすめる。

また、地域や団体から選出された理事、評議員がそれぞれの立場から社会福祉協議会の運営について意見を出し合うことにより、地域の実情に即した法人運営を図る。

①理事会の開催（業務執行の決定）

②評議員会の開催（予算及び事業計画の承認、計算書類及び事業報告の承認他）

③監査会の開催（事業報告、業務及び財産の状況に係る監査）

④評議員選任・解任委員会の開催（評議員の選任）

(2) 会員増強の強化（7月）

町社会福祉協議会の行う福祉活動について住民への認知度を高めるため、区・自治会の協力のもとチラシを全戸配布し、活動の趣旨などを周知するとともに会員加入促進を図る。

(3) 福祉サービスの運営適正

野木町社会福祉協議会における苦情解決に関する規程に基づき、介護保険サービスや福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、第三者委員や苦情受付担当者を配置し、その権利を擁護する。

(4) 法人成年後見事業の試行実施に向けた調査【継続】

高齢や知的障がい、精神障がい等により成年後見制度の利用が必要な方に対し、適切な後見人等が得られない場合に法人として後見業務を受け、権利を擁護できるよう管理体制を整備する。

①相談支援

②成年後見制度の申立支援と親族後見人のサポート

③法人後見支援員養成研修会への職員の参加

(5) 事務局活動

法人運営事務局として必要な人事・財務管理等を行う。

1 事業の概要

地域住民の福祉の向上や障がいへの理解を深めるとともにボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動の育成・援助を行う。また、判断能力が十分でない方に対して、書類の管理や日常生活の金銭管理などの支援を行うとともに、活用の促進を図る。

2 主要な施策

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画事業の進捗管理【継続】

平成28年度策定した『野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』に基づき、行政と連携のもと計画を推進し、その進捗管理と評価を行う。また、基本目標、基本施策の推進とともに、取り組み状況を報告、確認することで職員間においても方向性について共通認識をする。

(2) 災害ボランティアセンター設置・運営に係る整備の実施

町・関係機関との連携のもと災害発生時に支援体制を迅速に整え、被災者支援活動ができるよう資機材の整備や職員の研修を実施するなど防災力の向上に努める。また、職員が災害発生時に迅速に行動し、法人の機能低下を最小限にするとともに事業の早期再開を目指すマニュアル等を検討する。

- ①災害ボランティアセンター運営に係る資機材の整備
- ②野木町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（H26.3）の検証
- ③野木町社協職員災害対応マニュアル（ハンドブック）（H27.9）の検証
- ④災害ボランティア活動ガイドブック（H28.9）の検証
- ⑤BCP（事業継続計画）マニュアルの検討

(3) 社会福祉等のボランティア活動支援

町が設置するボランティア支援センター「きらり館」との連携を図るとともに、社会福祉関係等のボランティア活動がより円滑にかつ効果的に進行されるよう支援する。また、視覚、聴覚障がい者の理解と支援のための必要な専門的技術を取得するために、団塊の世代や若い世代を中心に各種技術講座の開催や世代を担う学童・生徒に対し、町内関係団体及び施設の協力のもと体験学習や交流活動をはじめとしたボランティア講座を開催する。

- ①野木町社会福祉ボランティア連絡協議会の支援と助成
- ②手話・朗読・点訳講座の開催
- ③傾聴ボランティア養成講座の開催
- ④福祉教育推進連絡会議の開催（年3回）
- ⑤地域福祉新聞（小中学生版）の発刊（共同募金配分金事業）
- ⑥学校における福祉教育への支援活動
- ⑦ボランティアサマースクールの開催（中学・高校・大学・専門学校生徒）
- ⑧小学生チャレンジスクールの開催（町内在住小学3年～6年生）
- ⑨Oneday ボランティアスクールの開催（町内在住中学生）

(4) 在宅福祉活動

①福祉器材の貸出

歩行等が困難で車いすを必要とする方に貸出をすることにより、外出の機会を増やし、社会参加を促進する。

②ふれあいサービス（住民参加型在宅福祉サービス）事業【継続】

高齢者及び障がい者等が抱える日常の様々な困りごとや、公的サービスだけでは補えきれないニーズを、暮らしの中でのちょっとした困りごとのある人（利用会員）とちょっとしたことをお手伝いできる人（協力会員）が会員となり、助け合う活動を通じ、お互いさまの気持ちで支え合う地域づくりを目指す。

実施範囲は町内とし簡易な作業で1時間以内で終了するものとする

ア 住居等の掃除及び整理整頓

イ 買物の付き添い、代行

ウ 話し相手

エ 身の回りの世話

オ 散歩、施設等への付き添い

カ 庭の手入れ

キ 家具、家電の移動など

(5) 日常生活自立支援事業（愛称 あすてらす）

認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス・預金・日常の金銭管理を専門の支援員が行う。

①福祉サービスの利用援助

②日常的な金銭管理サービス

③書類等預かりサービス

④生活支援員の研修参加

(6) 緊急食料等給付事業

低所得者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に生活に必要な食料等の現物を給付することにより、世帯の自立更生を促し、社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう、支援する。

(7) 福祉団体活動支援・協力

各種福祉団体の事務局や当事者の福祉活動の推進や団体組織の強化等を行う。

団体名	主な支援内容
野木町老人クラブ連合会	スポーツ、レクリエーション、教養活動、社会奉仕活動等を通しての健康づくりや生きがいづくりの場の推進を図る。
野木町心身障害児者父母の会	心身障がい児（者）及びその家族を対象に療育・学習活動を推進するとともに、会員相互の親睦を図る。
野木町赤十字奉仕団	災害時の炊き出し訓練、救急法の習得、高齢者等支援のための健康生活支援講習の普及など、地域における奉仕活動の推進を図る。

■共同募金配分金事業及び経費

【1, 829千円[1, 862千円] (△33千円)】

1 事業の概要

赤い羽根共同募金からの配分金を活用し、社会福祉活動の理解と関心を高めるため、ふくしのつどいの開催や広報啓発活動（情報誌やホームページの活用）を推進し、活動の紹介や情報を提供する。

2 主要な施策

(1) 広報・啓発活動

多年にわたり社会福祉事業の発展及び社会福祉協議会の運営に貢献、功績のあった方々を表彰するとともに福祉に対する理解と住民参加活動（ボランティア活動）の普及、情報交換、学習の場づくりを目的にふくしのつどいを開催する。また、社協情報誌『ぽけっと』・地域福祉新聞（小中学生版）の発行やホームページの維持管理など広報活動を行い、社協活動のPRとネットワークの構築を図る。

- ①社協情報誌『ぽけっと』…年4回（4月・6月・10月・1月）発行
- ②地域福祉新聞…年1回（2月）発行
- ③ホームページ(URL <http://www.nogi-shakyo.or.jp/>)…年間公開（随時更新）
- ④社協福祉サービスガイドブック（H30.3）の活用

(2) 高齢者の社会参加

65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に交流会（年2回）を開催し、当事者・民生委員児童委員・ボランティア等との互いの交流を通して孤独の緩和化を図るとともに生きがいづくりをすすめる。

(3) 世代間交流事業

園児と地域の高齢者が行事やレクリエーションを通しての交流（年2回）を行う。

(4) 児童・生徒の福祉教育活動支援助成

学校における福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、町内の小中学校7校に支援・助成を行う。

■社会福祉基金事業及び経費

【1, 007千円[1, 115千円] (△108千円)】

1 事業の概要

町民、企業からの寄付金を基に「社会福祉基金」を設置し、1億円を目標に積み立てを行い、その果実等により地域福祉・在宅福祉サービス、ボランティア活動の育成等、町民の社会福祉への参加と福祉向上を図る。

■資金貸付事業及び経費

【1, 197千円 [1, 209千円] (△12千円)】

1 事業の概要

低所得者及び生活困窮者に対し、必要な小口の資金の貸付を行い、家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図り、安定した生活ができるよう支援する。また、貸付相談から見出された世帯の様々な生活課題等に対応すべく、各関係機関と連携し、支援を行う。

(1) 資金貸付相談

資金種類	対象費用
生活一時資金	生活に必要な最低限度の資金
医療・介護一時資金	負傷又は疾病の治療に必要な経費の一部に充てる資金
家屋修理一時資金	自然災害又はその他の原因により、家屋や設備・備品が損傷し、その修理に必要な経費の一部に充てる資金
奨学一時資金	就学のために必要な資金
その他の一時資金	やむを得ぬ事情により特に必要な資金

■生活福祉資金貸付事業及び経費

【98千円 [106千円] (△8千円)】

1 事業の概要

栃木県社会福祉協議会より受託し、民生委員児童委員との連携のもと、低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に資金の貸付事務や相談支援を行い、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進を図る。また、生活困窮者自立支援制度など他法・他制度の必要な機関と連携を図り、対象者の経済的自立を促す支援を行う。

(1) 資金貸付相談

資金種類	対象費用
総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費等の資金の貸付事務・相談事務を行う。
福祉資金	他資金等が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に資金の貸付事務・相談支援を行う。
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯への資金の貸付事務・相談支援を行う。
教育支援資金	他資金等が利用できない学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入学や在学中の学費の貸付事務・相談事務を行う。
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者を支援する公的給付や貸付の開始までのつなぎ資金の貸付事務・相談事務を行う。

■地域福祉ネットワーク事業及び経費

【9,752千円 [9,303千円] (449千円)】

1 事業の概要

地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなど多種多様な福祉ニーズに対してきめ細かな支援を行う。

2 主要な施策

(1) ふれあい福祉総合相談

住民の日常生活の各種相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行い、適切な助言、援助等を行って地域住民の福祉の増進を図る。

相談種別	開設曜日・時間	相談員	相談内容
心配ごと相談	毎月第1・3水曜日 10:00-12:00	民生委員児童委員 保護司・人権擁護委員	日頃の悩みごとなど 日常生活に関する相談
法律（弁護士）相談	毎月第3木曜日 10:00-12:00	弁護士	財産・扶養・土地・金銭 貸借・賠償・離婚等の 問題に関する相談
介護相談	月～金曜日 8:30-5:15	介護関係職員	介護や介護保険（サー ビス）等に関する相談
ボランティア相談	月～金曜日 8:30-5:15	社協職員	ボランティア保険や社 会福祉支援活動等に関 する相談
生活資金・地域福祉 権利擁護相談	月～金曜日 8:30-5:15	社協職員	生活資金や日常金銭管 理に関する相談

■外出支援サービス事業及び経費

【421千円 [418千円] (3千円)】

1 事業の概要

65歳以上で肢体不自由により車いすを常時使用している高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な方に、リフト付車両により居宅と社会福祉施設又は医療機関等の間の送迎を行う。

■配食サービス事業及び経費

【1, 812千円 [1, 829千円] (△17千円)】

1 事業の概要

65歳以上のひとり暮らしの者又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障がい又は疾病等の理由により調理が困難な方に対し、お弁当の宅配（毎月4回 金曜日）を行うことで、安否の確認と日常生活の身体的・精神的負担の軽減と健康維持を図る。

■居宅介護支援事業及び経費

【21, 834千円 [19, 544千円] (2, 290千円)】

1 事業の概要

介護保険制度における指定居宅介護支援事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた人のケアプランを作成する。また、インフォーマルなサービスの提案や新しいサービス等をわかりやすく説明したり、情報の共有、研修の充実を図り、支援の質の向上に努める。

2 主要な施策

(1) 居宅介護支援事業所の運営

主任介護支援専門員を配置し、利用者・家族の抱えている複雑な課題等に対して適切な相談支援を行い、より良質なサービスが受けられるようケアマネジメントを実施する。

- ア 介護サービスに関する相談
- イ 希望に沿ったケアプラン（介護サービス計画）の作成
- ウ 介護保険の申請・代行・更新・変更の手続き
- エ 住宅改修の相談・手続き
- オ 福祉用具貸与・購入の相談・手続き

■居宅介護等事業及び経費

【21, 797千円 [21, 328千円] (469千円)】

1 事業の概要

指定訪問介護事業所として、在宅の要介護者に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅生活を支援する。また、職員の研修の充実を図り質の高いサービス提供に努める。

2 主要な施策

(1) 訪問介護事業所の運営

①事業所の運営

介護保険法における訪問介護事業所ならびに日常生活支援総合事業における第1号訪問事業所として、要介護状態にある高齢者・要支援状態（予防）にある高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう身体介護、生活援助のサービスを提供する。

ア 身体介護サービス（食事・入浴・着替えなど専門的な介護の援助）

イ 生活援助サービス（調理・洗濯・掃除など家事の援助）

②自立世帯や制度対象外サービスへの取り組み

介護保険制度における要介護認定で「自立」と認定され、町が生活援助サービスを必要と認めた方に対し、訪問介護員を派遣し、家事等の援助サービスを実施する。また、通院時院内介助など介護保険制度で認められないサービスが必要な場合は、活用できる社会資源を紹介するほか、必要に応じて自費契約による介護サービスを実施する。

ア 身体介護に関すること

イ 家事に関すること

ウ 相談・助言に関すること

■障害福祉サービス事業及び経費

【457千円[260千円]（197千円）】

1 事業の概要

障害者総合支援法の趣旨により、誰もが住み慣れた地域での生活を実現するため、居宅サービス事業所として、利用者が居宅にて日常生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣し、排泄・食事・入浴等の身体介護や掃除、洗濯、調理等の家事援助等を提供し日常生活を支援する。

ア 身体介護に関すること

イ 家事に関すること

ウ 外出時における介護

■指定管理事業及び経費

【22,085千円[22,460千円]（△375千円）】

1 事業の概要

指定管理者として、施設の目的や特性・業務内容・運営等を踏まえ、高齢者の福祉を増進する事業の展開とより効果的・効率的かつ施設の機能を最大限に発揮できる施設の管理運営に努める。

施設名

野木町老人福祉センター（ホープ館）

2 主要な施策

(1) 野木町老人福祉センターの管理運営

コミュニケーションを多くとることができ、楽しみを増やせる生きがいつくりの場として、高齢者の社会参加活動を促進する。施設整備や防災等安全確保に十分配慮し、利用者が安全安心に利用できる環境づくりに努める。

(2) 講座等の開催

①生きがい講座

高齢者の文化教養の向上と相互の交流を深め、趣味を高めて、楽しく生きがいのある暮らしを営めるよう支援する。

ア 3講座（創作・習いごとなど）

②健康体操教室

心身の老化防止と健康維持・増進と生きがいつくりを支援する。

ア 柔軟運動・レクリエーションダンス・ウォーキングダンスなど

■地域包括支援センター事業及び経費

【52,652千円[43,013千円]（9,639千円）】

1 事業の概要

地域に住む高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等の実施や各関係機関との連携強化とネットワークにより、地域で見守る体制作りに努めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業については、地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりを図る。

2 主要な施策

(1) 地域包括支援センターの運営

総合相談支援業務	地域に住む高齢者の様々な相談に対応し、適切な機関・制度・サービスに繋ぐなど継続的に支援する総合的な相談を行う。
権利擁護業務	高齢者の虐待防止、成年後見制度活用支援などの権利擁護業務を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者に対し、包括的かつ継続的な福祉・介護サービスが提供されるよう地域のネットワークを構築し、社会資源を活用したケアマネジメントを行う。
指定介護予防支援事業所の運営	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス事業者等との連絡・調整を図りプランを作成する。
安全・安心見守りネットワーク事業支援	町で実施する安全・安心見守りネットワーク事業において、包括支援センターの事業に関わる役割を担い、関係機関との情報提供・活動の支援に努める。
認知症施策の支援	町で実施する地域ケア会議、認知症初期集中支援チーム員会議に関係機関と連携しながら適切なサービス提供へ繋がるよう支援する。

■デマンド交通運営事業及び経費

【19,169千円[19,454千円] (△285千円)】

1 事業の概要

公共施設、医療機関等への外出が容易にできない町民の交通手段を確保するため、利用者の要求に応じて運行する乗合タクシーの導入を図り、もって町民の交流促進、商業の活性化及び環境に配慮したまちづくりを推進する。

運行エリア（範囲）	野木町全域及び光南病院（小山市）、友愛記念病院（古河市） ※友愛記念病院へは、行きのみ
運行日	月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は運休
運行時間	午前8時～午後4時（30分おき運行）
運行台数	3台（セダン2台、ワゴン1台）
利用料金	1回（片道） 大人（中学生以上）300円、子人（小学生以下）200円 75歳以上 200円、3歳未満 無料
予約受付日・時間	月曜日から金曜日 午前8時から午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は除く

■日本赤十字社活動と共同募金活動

(1) 日本赤十字社栃木県支部野木町分区事務局

- ①日赤会員増強運動の実施（5月）
- ②被災世帯への救援物資の援助（毛布・布団・日用品等）
- ③災害等による被災地への義援金等の受付
- ④日赤県支部事業（救急法講習会等）の実施及び受付事務
- ⑤被災地救援活動の実施・援助

(2) 栃木県共同募金会野木町支会事務局

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（10月）
- ②災害等による被災地への義援金等の受付

■その他の支援活動（リサイクル関連）

- ①不要入れ歯等貴金属リサイクルの国際協力支援
- ②ペットボトルキャップの国際協力支援（ワクチン還元）
- ③使用済み切手収集の国際協力支援